

令和6年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月12日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第5号

第1 議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）
議案第74号 動産の買入れについて
議案第75号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第76号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

（産業厚生常任委員長）

議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定について
議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）
議案第70号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第71号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第72号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
請願第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書
陳情第1号 「市営駐車場有料化条例の白紙撤回」に関する陳情
陳情第4号 勝浦市市営駐車場設置管理条例改廃を求める陳情

第2 陳情上程・委員長報告

（広報広聴常任委員長）

陳情第3号 「議会報告、意見交換会の定期実施についての提案」に関する陳情
（議会運営委員長）

陳情第2号 「議会改革の推進」に関する陳情

第3 閉会中の継続審査について

第4 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第5 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第6号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書について

第6 議員の派遣について

第7 報告

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

開 議

令和6年12月12日（木） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知をお願いします。

議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）、議案第74号 動産の買入れについて、議案第75号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第76号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第74号 動産の買入れについて、議案第75号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第76号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上8件は全員賛成で、議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、岩瀬清議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） 議長の許可がありましたので、議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論をいたします。5番、岩瀬清です。

照川市長は、その就任後、勝浦市子ども家庭総合支援拠点設置、勝浦市高校生等通学定期券購入費補助金交付、令和5年度勝浦市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施、勝浦市ファミリー・サポート・センター事業実施などなどの要綱を定め、子育て支援を進めてまいりました。

また、現体制では助産師などの専門職を常勤で雇用し、児童館などの施設に保健師等の専門職の巡回体制を構築し、ガスケアアプローチ教室、5歳児発達相談、乳児おむつ等給付券支給などの子育て支援事業、こども園・保育所での主食の無償化、高校生までの医療費の完全無償化、ひとり親家庭への市単独事業、さらに、延長保育事業、ファミリーサポート事業、子どもの居場所づくり事業など、その他の自治体と比較しても大いに子育て家庭に寄り添った支援体制を整えております。市民や議員からも照川市長には称賛の声を聞くところであります。

しかし、新たに設置しようとするこども未来応援課のコンセプトは理解しても、目的とする人口減少、少子化対策にはならないと考えます。

人口減少、少子化は全国的な問題であります。勝浦市におきましても、今まで以上に対策を考えていかねばならない重要課題であります。

市長はこの議案の説明に当たり、5年10年先などの勝浦市の予測出生数をお示しされましたが、子育ての支援がその他の自治体と比べ充実している現在、海業などによる地域活性化を図るべきと考えます。そのようなことによる子どもの保護者の就労や収入を図り、また子どもたちが大人になって働く場所をつくっていかねばならないと私は考えます。

今後しばらくは子どもの人口の減少が続くのであれば、それによる子育て支援の事務量も当然減少するはずです。現行組織体制を変えなくても十分なはずです。子育て支援も大事な案件だとは思いますが、それ以上に産業振興を目的とした新たな組織などの新設のほうが急務と考えます。

以上のような考えから、この条例の制定については承認できません。

これで私の討論を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。私は、議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、令和7年4月1日から、本市に新たにこども未来応援課を設置しようとするものであります。本会議及び総務文教常任委員会では、新たな課を設置する理由、課昇格のメリット、配置職員数、事務分掌等、様々な方向から質疑がありました。

全国的にも子ども・子育て問題は、各自治体で重要な課題として取り組んでおります。このような中、本市においても最重要との考えから、子ども・子育てに関することを所掌事務とするこども未来応援課を設置し、本市の大きな課題である人口減少に対応しようとするものと考えます。

これまでの照川市長、副市長及び関係課長の答弁の内容から、これまでの子育て支援係からこども未来応援課に格上げすることは、関係課との対等の立場で子ども・子育てを考えることにより、結婚、出産、育児、子育てに関わるあらゆる場面だけでなく、教育、経済問題、働く場の創出等、本市の課題を子育ての面から切り込んでいき、人口減少問題に本腰を入れる照川市長の考えがうかがわれ、勝浦市の将来を担う最重要の課として、こども未来応援課を設置するものと考えます。

こども未来応援課には、様々な課題が山積しており、解決していかなければならないことが多々ありますが、このこども未来応援課を軸として、本市の人口減少問題を解決すべき施策が具体的に動き出すものとの思いから、本議案に賛成の意を表し、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第62号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第63号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第64号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第65号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第68号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第74号 動産の買入れについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第75号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第76号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定について、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第70号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第72号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第73号 指定管理者の指定について、議案第77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、請願第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書、陳情第1号 「市営駐車場有料化条例の白紙撤回」に関する陳情、陳情第4号 勝浦市営駐車場設置管理条例改廃を求める陳情、以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定について、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第70号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第72号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第73号 指定管理者の指定について、議案第77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上8件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

陳情第1号 「市営駐車場有料化条例の白紙撤回」に関する陳情につきましては、審査を行った結果、全会一致で不採択と決定しました。

陳情第4号 勝浦市営駐車場設置管理条例改廃を求める陳情につきましては、審査を行った結果、一部採択と決定しました。

詳細につきましては、1点目の陳情事項、勝浦市営駐車場設置管理条例改廃を求めるにつきましては、全会一致で不採択、2点目の陳情事項、今後は重要な案件につきましては市民に事前に周知することを求めるにつきましては、全員賛成で採択と決定したものであります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） ただいま岩瀬委員長のほうから報告を受けました。

最初に、議長にちょっと確認したいんですが、最後のというか、陳情2件について、ここで採択するものではないので、これについて、内容について質疑してもよろしいかどうか。

○議長（佐藤啓史君） 委員長報告に対しての質疑になりますので、加えて申し上げれば、傍聴されていて全て把握しているかと思いますが、それを踏まえた上で、委員長報告に対しての質疑ということで。

○6番（鈴木克巳君） そうです。

○議長（佐藤啓史君） はい。

○6番（鈴木克巳君） それでは、最初に、議案第69号の一般会計補正予算の中について、委員会ではどのようなことが、ことというか、質疑等があったのかについてお伺いするんですが、議案第73号が、いわゆる本会議質疑の当日に実は資料が、指定管理の指定についてという資料が配付されて、そのときにもう既に質疑に対する通告は済んでいるので、その後にこの資料が出てきたということによって、非常にちょっと私は疑問を感じた部分があって、これが委員会の中で、このことについて委員の皆さんから、このことについては何か質問等があったのかどうか、あれば、どのような内容だったのか、お伺いしたいと思います。

2点目については、先ほどの補正予算のうち指定管理ですね。補正予算のうち、駐車場の件について、私はこれ本会議で質疑を出して質問していますが、そのときの答弁が、ちょっとかみ合わなかった。後で私は直接、課長のところへ出向いて内容をお聞きしたら、理解はしたんですが、そういうことについて委員会の中では質問等があったかないか、あったとしたらどのような質問か、お伺いします。

あと、先ほど聞いた陳情についてなんですが、陳情2件が出されました。件名は違いますが、1点目で陳情第1号は市営管理駐車場有料化条例の白紙撤回に関する陳情でありましたし、もう1件については条例の改廃を求める陳情ということで、実際中身は、これは違うと思います。目的は駐車場についての条例関係ですが、中身が違うと思いますので、委員会において陳情者からの説明内容はどのようなものであったか、2件ともお伺いをしたいと思います。

それに対して委員会の委員からはどのような、採択になっていますので、採択に関してどのような質疑があったのか、お伺いします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員に申し上げます。先ほど陳情2件についての委員長質疑を認めると発言、私申し上げましたが、これについては委員長報告でのみであって、議決をしませんので、これについては、委員長報告に対しての質問ということは、私の権限で、質問はできないということにさせていただきます。

今の理由は、委員長報告ですので、この本会議において、委員長報告に対して議決を経ない

ものでありますので、承知していただければと思います。

○6番（鈴木克巳君）　そういうことです。私、最初に、そのことについてお伺いしたので。

○議長（佐藤啓史君）　私、最初。

○6番（鈴木克巳君）　お伺いしてありましたので、聞いたんですが、今のとおりでよろしいです。

○議長（佐藤啓史君）　それでは、答弁を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君）　そうしますと、私への質問は2点だというふうに理解をしておりますので、もし違いましたら、また後で教えてください。

まず最初は、この指定管理の条例についての質問がどんなのがあったのかということだと思いますけれども、御承知のとおり、質問、答弁、メモ、委員長もしますけれども、なかなかその中でのやり取りなので、全てが全てではないし、またそれを、大分質問もありましたし、答弁もありましたので、なかなか全部御説明できないかもしれませんが、詳細について、本会議の質疑を経て、やり取りがありました。ちょっと拾わさせていただきます。しかも順不同になりますのは申し訳ないと思いますけど、御理解をいただきたいというふうに思います。

様々な財源に関する提案がありまして、公園に来られる方、あるいは高齢者、障害者の方、あるいは朝市に来る方、商店街に来る方に関しましても、そういった減額についてはどうかといったようなこともありましたし、カメラ管理によるデータの活用についても求められている御質問もありました。またトラブル時の対応、それから電子マネーやクレジットカードの対応、あるいは外国語の対応についての質疑、やり取りもあったように思います。それから、タイムズ会員が1,300万人を超える数というふうにここには書いてあるんですけど、その中で、カーシェア会員の特典なども含めた考えも質疑の中にありましたので、その点も活用していくといったようなことでありました。

また、渡辺委員のほうからも詳細にわたって質問がありましたが、これは資料頂いているんですけど、これ読むと大変な量になりますので、ですが、タイムズ管理の中で、加藤副市長が答弁ありました5,000万円を基準にした数字に関する御質問でありますとか、80万円に関するトイレの掃除代のことも本会議でありましたので、そういったことについてのやり取りもありました。透明化を図って、これから検討してほしいといった御要望もあったように思いますので、そういったことで、いろいろな御視点から委員の皆様には御質問いただいたというふうに理解をしております。

それから、2つ目が、補正予算での質疑だと思いますけれども、今回、1回、私も今見ている限りでは、予防接種に関することとか、漁業組合に関する4名増加の件とかの質疑はあったんですけども、私は、委員会の中でのやり取りの中では、それはなかったように思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君）　これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、あらかじめ発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、岩瀬清議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） 議長の許可がありましたので、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算について、不承認の立場で討論をいたします。5番、岩瀬清です。

私は、補正予算書の商工費の中の観光費、市営駐車場管理運営経費に対し何人かの議員の質問に対し、執行部の答弁に疑義がありましたので、承認することができません。

墨名の市営駐車場で指定管理者が管理しないバスやバイクの駐車スペースの施設などの管理を観光協会等に委託することを今後検討していく旨の回答がありました。

9月定例議会で、出水と墨名の市営駐車場を有料化にする理由として、まず、2か所の管理運営経費に年間80万円ほどがかかるがゆえに、経費削減目的の一つであるとして指定管理にしたいと説明がありましたが、指定管理実施後に前任管理者の観光協会に同じような場所を再度管理させるのでしょうか。委託することになれば、当然のごとく管理料支払い義務が発生するのでしょうか。

市民の皆様がこのことを聞いたら何と思うのでしょうか。間違いなく、ふざけるなと思うことでしょうか。

このような理由から、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算は承認することができません。

以上、不承認討論を終わります。

議長、すみません。

○議長（佐藤啓史君） 73号。今、産業厚生常任委員長の報告に対しての討論でありますので。通告がありましたので。

○5番（岩瀬 清君） 失礼しました。続きまして、議案第73号 指定管理者の指定について、不承認の立場で討論をいたします。

私は今定例会において、ある情景を思い浮かべました。今年7月に実施された東京都知事選挙であります。この選挙で次点に終わった石丸伸二氏が前任である広島県安芸高田市の市長就任直後に、議場において「恥を知れ、恥を」と議場で居眠りをしていたらしい議員に叫んだYouTube動画であります。なぜかと申しますと、9月定例議会で、出水と墨名の市営駐車場の有料化及び指定管理指定の議案から始まり、今定例議会までの一連の流れについて考えたからであります。

12月議会が2日から始まりましたが、9月議会で可決した市営駐車場の有料化に対し、指定管理者の指定の承認について、11月中に指定管理者の指定が決まっていたにもかかわらず、議会開催中の6日の議案質疑当日に決定業者の簡単な資料1枚が執行部から渡されました。そこには、一番重要である指定管理業者が勝浦市に納める市営駐車場から発生する料金からの使用料などが明記されていないことでもあります。このことに質問した議員に対し、年明け3月議会では回答できるとの答弁でした。おかしい話にしか思えません。この12月定例議会で、もしも賛成多数でこの議案が採択された場合、年明け後直ちに有料化に向けて駐車場の工事が始まる予定になってしまいます。

私は、9月定例議会でも条例の制定には反対しましたが、今定例議会においても、指定管理者の指定についても承認できません。また、9月定例議会で附帯決議を今になって容認できないことに納得ができません。なぜ9月定例議会の担当委員会でそのことを言わなかったのでしょうか。

そもそも9月定例議会の3か月前の5月21日に武道館研修センターで開催された市内各区長様方にお集まりいただいた行政執行部、議長、副議長出席の市政懇談会において、市民の生活に関わる市営駐車場の有料化の説明をなぜしなかったのでしょうか。私は総務課にお願いし、最後尾で会議の内容をメモしておりましたが、有料化の話は全く出ませんでした。たった3か月で有料化にしなければならないような急な事態が発生したのでしょうか。

このような内容からして、執行部は、議員、議会、市民を軽視していると思えません。

以上申し上げまして、登壇しての私の不承認討論を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

〔2番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○2番（渡辺ヒロ子君） 私は、第73号 指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

これは墨名駐車場及び出水駐車場の指定管理者をタイムズ24株式会社に指定しようとするもので、これから述べる理由で、これは推進すべき事業と考え、賛意を表します。

墨名及び出水駐車場の有料化は、9月議会において既に可決されていることですが、本件の推進には、有料化に至った経緯が重要であるので、ここで触れさせていただきます。

市営駐車場を日々利用している市民にとって、有料化は大きな問題であると反対の声が上がっているのは事実ですが、また一方で、共有財産である市営駐車場は、どの市民にも平等に有益な活用をしてほしいという観点で、有料化すべきという声も多くあります。どちらの声もしっかり受け止めなければならない立場として考えたときに、重要視すべきこと、それは、どの方向を目指すことが市民にとってベストなのか、勝浦の未来を守るために今、私たちが何をすべきか、まずは議員の立場から勝浦の現況、知り得る限り、正しく市民にお伝えすることだと考えました。

勝浦の将来に危機を感じる極端なほどの出生率の低下、人口減少による税収の低下、老朽化した公共施設の解体や校舎の改修、し尿処理やごみ処理問題など、勝浦市が抱える問題は逼迫しています。今後、計り知れないほど莫大な予算が必要になることが分かっているこの状況で、市営駐車場の有料化は、少しでも経費を減らし、新たな財源を確保するための決断です。苦しい決断には痛みを伴うこともありますが、それでも今、市民皆さんの御理解と協力をいただきながら、思い切ったかじ切りが必要なのだと思います。

現状においても、駐車場の維持管理には、先ほどの反対討論の80万という人件費、そのほかにもです、トイレの清掃、浄化槽、水道光熱費と、年間を通して相当額の経費がかかっています。その負担を軽減し、財源を確保することが、市の共有財産を守り、維持する、勝浦の未来を守るための第一歩だと考えます。

今回、指定管理者として選定しようとしているタイムズ24株式会社は、全国でも業界シェア1位の会社です。最新の信頼できるシステムで管理運営を任せられる会社であり、利用者にとって利便性が高い運営に対しても、市の考えに寄り添って検討してくれている会社だと聞いています。そして、契約された場合の内容から、想定される収入も大いに期待できると考えます。

また、タイムズ24株式会社は、駐車場の管理運営にとどまらず、登録しているタイムズカー会員は、今年の10月時点で300万人を突破しています。その会員へのウェブによる情報配信やカーシェアサービスの普及によって、来訪者、特に若い世代の交流人口の増大も期待できるところです。

そのためにも、タイムズ24株式会社を指定管理者として指定するという、この第73号議案に賛成し、この事業を推進する必要があると考えます。

市民、議員の皆様からの御理解と御賛同を強く求め、賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。戸部議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫です。私は、議案第73号 指定管理者の指定について、反対理由と意見を述べて反対討論を行います。

まず、議案第73号について審議するには、かなり深く、そして慎重に審議しなければならない。その内容として提案された団体が適切であるかについて審議をすると同時に、市営駐車場の有料化の準備の一環とも言える今日の事態について、それが本当に適切であるかを審議する、そういう議員としての責務を果たさなければならないと考えます。それは、この12月定例議会に、勝浦市営駐車場設置管理条例について白紙撤回や改廃を求める陳情が2件も出されたことから、そのように言えるのではないかというふうに私は思っております。

そこで、第1の反対理由は、市営駐車場の有料化に向けた指定管理者の指定という準備をこのまま進めていけば、物価高騰が続く一方で収入が減り続けている市民に対しての新たな経済負担を強いる、その準備を進めることになります。とりわけ上野地区や総野地区の住民にとって、車での移動は日常の生活に欠かせない手段であります。駐車場を利用するたびに負担が増えることは望ましいことではないというふうに私は考えます。よって、市営駐車場有料化に向けた、その準備を進める議案第73号について、私は反対であります。

第2の理由は、市営駐車場を有料化することによって、渋滞や違法駐車がこれまでより増えるのではないか、あるいは観光客が減ってしまうのではないかという危惧や不安を抱き、私に声をかけてくる市民が少なくないからであります。「客が減っては店は成り立たないよ」との不安の声を重く受け止めるべきだと思います。したがって、この73号については、私は反対であります。

第3の理由と意見は、私は9月議会において、「市財政強化のために市が財源確保に努力に努力を重ねられていると思っております」というふうに述べました。しかし、駐車場の年間利用台数については、9月議会での約30万台との見込みが、現在は約23万台で検討している旨の説明がありました。財源確保の基礎になる数字が僅か3か月で変更されるようでは、私は不安を抱かざるを得ません。つまり、本当に「市民のための市財政強化に努力されているのかな、はて」と私は不安になります。よって、こうした不安の中で、73号に賛成をし、その準備を進める、そういった立場に私は立つことはできません。

以上、反対理由と不安を含めた私の意見を申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 私は、議案第73号 指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、タイムズ24株式会社を墨名駐車場及び出水駐車場の指定管理者とするため、議会の議決を経ようとする議案であります。ここで議決することは、駐車場有料化の是非を決することではなく、当該指定管理者が同条第3号に規

定する公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるかどうかであり、9月議会で議決しました勝浦市営駐車場設置管理条例の第14条から28条までに規定される指定管理者に関する規定に基づき選定されたタイムズ24株式会社が指定管理者となる団体として適切であるかどうか、また、設置管理条例制定の際の委員会による附帯決議について市の考える施策に対応できる団体であるかどうかを判断する議案であると考えます。

これまでの本会議の質疑から、設置管理条例に規定する手続を経て選定されたタイムズ24株式会社については、経営規模、実績などから見ても、両駐車場の管理運営につき、公の施設の設置の目的を効果的に達成することができる会社であり、さらに、委員会による附帯決議に対する市の施策においても、豊富な実績により十分対応が可能であると考えます。また、今回の市有地を活用しまして、その駐車場を管理するということにつきまして、そこで利益を得るといような状況が生まれました。これは、やはり一種の企業誘致の一つの表れであると考えます。

その中で、協定締結については議決後ということ聞いておりますが、それは最終的な事項はこれから決定するというところでありますが、タイムズ24株式会社が指定管理者となる団体として何一つ異論がないことから、本議案に賛成の意を表し、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論ありませんか。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 議案第73号 指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

議案第73号の指定管理者の指定については、令和6年9月議会において可決された勝浦市営駐車場設置管理条例に基づき、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、墨名駐車場及び出水駐車場の指定管理者を指定するために議会の議決を求めるものでありますが、9月議会での条例制定議案の審議においても指摘した内容が払拭されない中において、市は、条例が制定されたことにより、何ら問題点を検証することもなく、また市民への具体的な説明もないまま、9月議会終了後、直ちに既に準備していた指定管理者の募集を行いました。指定管理者の選定にはプロポーザル方式を採用し、応募してきた2社の中から、タイムズ24株式会社を指定管理者候補者に選定し、提案されているものであります。

この指定管理事業者の提案に対しては、議案として配付された説明資料では、指定管理候補者の会社概要や事業実績、プロポーザルでの提案された状況など、具体的な内容が詳細に示されていない中で、12月6日の議案質疑当日になって、議案第73号資料として、タイムズ24株式会社の概要及び提案概要が記された資料が配付されました。この追加資料により議案説明に対する内容を把握することはできますが、時既に遅く、既に議案質疑に対する発言通告書は提出済みであり、追加資料の内容に触れるには、たまたまや時間がない状況とされてしまいました。提案者である市当局の策略であると思わざるを得ないと感じたのは私だけであつたのでしょうか。このことについて、市当局の説明を新たに求めたいと思っています。

このような状況でありましたが、この案件の質疑においては、できるだけプロポーザルでの内容を確認するために、市ホームページに掲載されている指定管理者募集要項、指定管理業務仕様書、募集要項及び仕様書の追記及び修正、駐車場運営管理仕様書の追記内容などを基に説明を求めましたが、質問に対する答弁は、質問の意図をはぐらかし、3回の質問を過ぎればよいと思えるような答えになっていない答弁の繰り返しであり、これでは何のための質疑をする

機会があるのかと思う結果です。

さらには、現駐車場の委託費を削減することが目的の一つとしていたにもかかわらず、大型バス乗降場所、二輪車の駐車スペースを設けるための表示ペイントに要する経費を補正予算に計上し、この場所の管理は新たに観光協会などに鍵の開閉を委託するような内容の答弁もありました。これでは何のための指定管理者への管理委託か説明になっておりません。

指定管理業者からの納付金があり、市の財政への財政支援対応となるとのことだけで、勝浦市の経済や市民生活への中心的な場所を、単に市営駐車場として民間に管理委託させることに對する実質的な数的根拠を全く示さず、単に仮定とした数値で納得せよとの説明には、これが市の議会に対する対応かと、あきれるばかりであります。

また、具体的な数値は、新年度予算に反映させるため、来年3月の議会で示すことができるとの答弁であり、少なくとも私の知るところの以前の議会では、このような対応はなかったと思います。

さらに言えば、この駐車場有料化のことに關し、市民の方から議会に対し陳情が2件ありました。この陳情は、産業厚生常任委員会で陳情者から説明を受け審議されましたが、陳情第1号「駐車場有料化条例の白紙撤回」に關する陳情は不採択、100名を超える署名簿を添付し提出された陳情第4号「勝浦市営駐車場設置管理条例改廃を求める陳情のうち、陳情事項の1の勝浦市営駐車場設置管理条例改廃を求める事項について不採択との委員会での審議結果となっています。この2件の陳情は、市民から市議会に提出され、市民全体に直接關係する重大な事項でありますので、市長に対する市民の率直な意見として、市長をはじめとした市当局及び市議会は、このことを重く受け止める必要があるものと思っています。

今議会での審議においては、ほかにも多くの疑問点や答弁に問題となる部分もあります。その点については、今後さらに発展する問題だと思います。

よって、本議案には賛成できない旨を主張し、反対討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。末吉定夫議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） 私は、議案第73号「指定管理者の指定についての賛成としての討論をさせていただきますと同時に、反対討論のトップバッターの方に対する疑義を申し上げたいと思います。これは私が聞き間違えたかどうかは分かりませんが、附帯決議を容認をしないというようなことを伺ったもので、私は、この席に立たせていただきました。

まず今回、この指定管理者につきましては、市営駐車場の有料ということであります。市営駐車場といいますのは、市営というのは自治体が保有するものであつて、賃貸あるいは売買については全く問題がないというようなものでございます。そういう観点から今回、執行部においては、有効活用、それから財源を取り入れるということで、市営駐車場を有料にしたと。そして市民だけではなく、市民及びそこを使っている方たち、全ての方たちを対象として料金を徴収したいというような形で、今回提案されたものでございます。そして指定業者も今回こういう形で出てきて、本来であれば、指定業者とすれば、30分無料ということは、自分たちの営業上、本来なら、いや、そうじゃないよという可能性も非常にあると思うんですが、そこを執行部とすれば30分、取りあえず無料にしてくれということで指定管理に申し入れたところ、快くお受けしたと。そして今回、指定管理の言うのには、年間23万台の駐車を予定し、そして、

その売上げを80%を勝浦のほうに納入するというようなことであります。

そうなってきますと、例えば5,000万入ったとしますと、売り上げたとしますと、4,000万円が市のほうに弱前後が入ってくる。そうしますと、そのお金が今度は勝浦の市民のため、商業、工業、皆さん、そういう方たちのために使われてくるというような形で、最終的には市民の皆様方のために執行部ではなってくるというような形を思い、有料にしたものでございます。

そして、先ほど申し上げました附帯行為が容認されないというようなことを聞きましたけれども、先日の議会において、はっきり申し上げますと、副市長の2回目の答弁の中では、そうではなく、市民、市内の方たち、そしてまた観光業者全員の人たちが、その駐車場を有料にして、先ほど私が言ったように、その売上げを市民に還元して、最終的には市民の幸せになるんじゃないかというような答弁であったと、私はそう思っております。

ですから、それと同時に、今回のこの指定管理の指定については当然のことだと思い、賛成の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第66号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第67号 勝浦市水道事業条例を廃止する等の条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

戸部議員、ついていないでしょう。ついている。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第69号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第70号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第71号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第72号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第73号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成多数であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第77号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、請願第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は採択であります。
採決は、電子表決システムにより行います。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。
午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情上程・委員長報告

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、陳情上程・委員長報告であります。

陳情第3号 「議会報告、意見交換会の定期実施についての提案」に関する陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂広報広聴常任委員長。

〔広報広聴常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○広報広聴常任委員長（戸坂健一君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、広報広聴常任委員会に付託されました陳情の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当広報広聴常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日、委員会を開催し、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり決定しました。

陳情第3号 「議会報告、意見交換会の定期実施についての提案」に関する陳情につきましては、審査を行った結果、現在、委員会で検討中の事項でもあり、慎重に審議する必要があるため、会期中に結論を出すのが困難であり、議長に対しまして、閉会中の継続審査の申出をした次第であります。

以上をもちまして、広報広聴常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、陳情第2号 「議会改革の推進」に関する陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 末吉定夫君登壇〕

○議会運営委員長（末吉定夫君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、議会運営委員会に付託されました陳情の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当議会運営委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月9日、委員会を開催し、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり決定しました。

陳情第2号 「議会改革の推進」に関する陳情につきましては、審査を行った結果、慎重に審議する必要があるため、会期中に結論を出すのが困難なため、議長に対しまして、閉会中の継続審査を申し出た次第であります。

以上をもちまして、議会運営委員長の報告を終わります。

閉会中の継続審査について

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付の申出書のとおり、広報広聴常任委員長より陳情第3号 「議会報告、意見交換会の定期実施についての提案」に関する陳情について、議会運営委員長より陳情第2号 「議会改革の推進」に関する陳情について、会議規則第110条の規定による閉会中の継続審査の申出がありました。

初めに、陳情第3号 「議会報告、意見交換会の定期実施についての提案」に関する陳情につきましては、広報広聴常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、陳情第2号 「議会改革の推進」に関する陳情につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、諮問を上程いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年3月31日で人権擁護委員、岩見泰代氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再任として、岩見泰代氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

岩見氏の経歴につきましては、配付しております推薦者経歴書に示したとおりであり、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしく御審議賜りますようお願い

い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第5、発議案を上程いたします。

発議案第6号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。岩瀬洋男議員。

〔11番 岩瀬洋男君登壇〕

○11番（岩瀬洋男君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第6号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の訪問介護の基本報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅するおそれがあります。

既に令和5年の訪問介護事業所の倒産件数は、全国で67件と過去最多を更新していますが、

そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所であります。身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護は続けられず、介護崩壊を招きかねません。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されるため、厚生労働省が理由とすることが合理的なものか、実態の調査が必要です。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.14倍と高水準であります。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を大きく下回る状況であり、今回の訪問介護の基本報酬の引下げにより人手不足に一層の拍車がかかることが懸念されます。

よって、国に対し、介護事業者の経営環境及び介護労働者の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第6号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（佐藤啓史君） 日程第6、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第7、報告であります。

報告第12号 専決処分の報告について、報告第13号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第12号及び報告第13号について、申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る11月22日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第12号及び第13号の説明を終わります。

閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 35 分 閉会

本日の会議に付した事件

- 1. 議案第62号～議案第77号の総括審議
- 1. 陳情第3号の上程・委員長報告
- 1. 閉会中の継続審査について
- 1. 諮問第2号の総括審議
- 1. 発議案第6号の総括審議
- 1. 議員の派遣について
- 1. 報告第12号～報告第13号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員